保育の必要な事由について

認定こども園・保育所での保育を希望される場合の保育認定(2 号認定・3 号認定) にあたっては保護者が次の (1)保育の必要な事由 に該当し、(2)保育の必要量 に応じた区分 を選択していただくことになります。

(1) 保育の必要な事由

- □ 就労 (フルタイム、パートタイム、自営、内職、農業など)
- □ 妊娠、出産(産前・産後8週間)
- □ 保護者の疾病、障がい
- □ 同居または長期入院等している親族の介護・看護
- □ 災害復旧
- □ 求職活動 (90 日間)
- □ 就学、職業訓練
- □ 虐待や DV のおそれがあること
- □ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である 場合
- □ その他、上記に類するとして町が認める場合

(2)保育の必要量に応じた区分

就労を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。

□ 保育標準時間利用:月120時間以上の就労

施設利用可能時間は、就労形態により施設開所から閉所ま

で

(11 時間を超える利用の場合、延長保育料をいただくこと

があります。)

□ 保育短時間利用:月64時間~119時間の就労

施設利用可能時間は、最大8時間